

平成 30 年 12 月 1 日  
杉並児童合唱団

## 危機管理マニュアル

### 目 次

1. 危機管理における指揮権
2. 地震災害における対策
3. 外部侵入者への対策
4. 保護者への緊急連絡

## はじめに

このマニュアルは、一般財団法人杉並児童合唱団（以下杉児）におけるすべてのスタッフが、自然災害、事故、事件などのあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて、団員・保護者・スタッフの生命および健康を守ることを目的とする。

## 危機管理の定義と要項

危機の対象は、地震、風水害、その他の自然災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件など多岐にわたる。この中で、考え得る発生頻度や損害の大きさを考え、「地震」「外部侵入者」の2点について危機的状況が発生した場合、損害を最小限にとどめ、すべての団員を保護者に安全に引き渡すための平常時から行うべき活動および緊急時における方法・手段をこのマニュアルにて取り決める。

### 1. 危機管理における指揮権

危険発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者または代行者を日常から選任していくことが必要である。選任されたものはこのマニュアルの対応を基準に、団員・スタッフの生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

#### 1-1. 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の合唱団活動において命令・指示権をもつもので、順位としては以下の通りとする。なお、スタッフとは以下①～⑤までを指す。

- ① 代表
- ② 指導者
- ③ 事務局
- ④ レッスンスタッフ
- ⑤ 警備スタッフ（保護者）
- ⑥ OG（大学生団員）

#### 1-2. レッスン場において危機的状況が発生した際の指揮権順位

通常のレッスン時間内に危機的状況が発生した場合においては、1-1の基本的指揮権順位に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司ることができない場合は次位者が指揮権者となること。

### 1-3. レッスン以外の活動における指揮権順位

通常のレッスン以外の活動は、おもに以下の活動が挙げられる。いずれも通常のレッスンと同様に、1-1の基本的指揮権順位に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司ることができない場合は次位者が指揮権者となること。なお、(4)においては、都度、保護者に対して当日の引率者を明確とする。

#### (1) 演奏会

#### (2) 宿泊を伴う活動

合宿、演奏旅行、OG合宿

#### (3) 少人数のレッスン

ダンスレッスン、中学生以上レッスン、キャストレッスン、個人レッスンなど

#### (4) 出演

## 2. 地震災害における対策

### 2-1. 事前の対応

#### (1) 避難訓練計画

地震を想定した避難訓練は大規模地震において、団員の生命を守るための具体的な方法をスタッフおよび団員一人ひとりが身に付けるためのものである。

- ・各レッスン場にて大規模地震を想定した訓練を実施
- ・安否確認訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認とスタッフでの共有
- ・非常時防災備品の確認と使用方法の習得、スタッフでの共有
- ・地震発生時における各スタッフの役割分担の確認

## (2) 保護者との連携

- ・保護者へ緊急時における杉児の対応および避難先を周知
- ・万が一の場合に保護者との連絡が取れるよう、毎年4月に保護者の連絡先を収集し、常に情報を更新する

## (3) 施設整備の点検等

※以下は各レッスン場に合わせてそれぞれ行うものとする

- ・避難する際の通路に妨げとなるものが置かれていないか、転倒、落下しやすい家具や電化製品、備品などに転倒防止の措置がとられているかを確認
- ・地震後に万が一出火した場合に備え、消火器の所在を確認しておくとともに正しい使用方法を習得しスタッフが使用できるようにする
- ・防火責任者を明示し、責任もって日常の点検と整備をする
- ・スタッフは日常のレッスン環境を整備しておくとともに、レッスンの中で団員の行動特性を把握する

## 2-2. 緊急時の対応

### (1) レッスン場内で緊急地震速報を入手・地震が起きた場合

- ①団員は保護者の迎えがあるまで原則レッスン場で待機することとする
- ②情報伝達・指示係は、団員に安心できるような言葉掛け、姿勢を低くして落下物から身を守るなど具体的に指示し緊急避難させる
- ③誘導・安否確認係は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすいものなどから団員を遠ざける
- ④スタッフおよび団員は、レッスン場中央に身を寄せ、頭をしっかりと守り、揺れが収まるまで様子を見る
- ⑤スタッフはできるだけ速やかに戸やサッシなどを開けて避難口を確保する
- ⑥揺れが収まったら、安全な場所に避難の上、全団員とスタッフの安全と人数確認を行い、誘導・安否確認係および情報収集係で施設の点検をし、情報伝達・指示係へ報告する
- ⑦救護係は指示があるまで安全な場所で待機する。なお、レッスン場には安全が確認できるまで立ち入らない
- ⑧防火責任者は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認し、スタッフと協力し可能な限り消火活動を行う
- ⑨情報収集係および救護係は、全団員とスタッフの安全確認を行い、情報伝達・指示係へ報告する
- ⑩情報収集係は保護者への連絡が可能か通信状況を確認する。また津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、インターネット、ラジオなどの手段で情報を収

集し情報伝達・指示係に報告する

(2) レッスン場以外で緊急地震速報を入手・地震が起きた場合

※基本的には「(1) レッスン場内で緊急地震速報を入手・地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき事項は以下の通りとする

①演奏会

- ・ホールでは、舞台から全員客席に降り、安全な場所に集めて座り、頭をしっかり守り、揺れが収まるまで様子を見る
- ・揺れが収まり次第、スタッフは速やかに団員の安全確認を行い、ホールの避難場所に準じて避難場所まで誘導するとともに、各楽屋などに残っている団員がいないか確認する

②宿泊を伴う活動

- ・(事前) 下見の際に、施設の緊急避難場所および避難経路を確認し把握する
- ・(事前) 地震が発生した場合の安全な避難場所を確認する
- ・活動は中止し団員の安全を確保してから、携帯電話にて、事務所、旅行会社、代表いづれかに連絡を入れ、災害状況によっては応援を求める。連絡が取れない場合は、現場の指揮者の判断で行動する

③通団時

- ・通団時は保護者の出入りもあり、通団の手段、状況なども非常に流動的であることを念頭に置いて、状況にあわせた対応が必要である
- ・全団員の各レッスン場における通団手段は、アンケートを取り日頃からスタッフで把握する
- ・低学年レッスンに参加する幼稚園～小学3年生は保護者の送迎を必須とする。高学年レッスンに参加する小学4年生以上は、普段のレッスンから必ずグループで帰宅する（※小学3年生は毎年秋から高学年レッスンに参加）
- ・帰宅グループはレッスン場によって通団手段が異なり、また当日の出欠状況によってもメンバーの変動があるため、毎回のレッスン解散時に各帰宅グループの人数を確認する
- ・災害発生時、保護者がいる状況であれば協力を求め、避難行動を指示する
- ・災害の状況によりその後の活動が出来るかどうかの判断をして、入口付近に貼り紙を掲示する。また通信状況が可能であれば、保護者へ緊急一斉メールで周知する

### (3) 避難

災害が起きてもすぐにレッスン場を離れるのではなく、周囲に火災が発生した場合や、レッスン場の建物の被災が大きく危険であると判断した場合は、各レッスン場から以下の場所に避難する

<杉並公会堂> ※杉並公会堂の定める避難場所  
杉並区立天沼小学校（950m 徒歩 12分）

<織田学園>  
中野四季の森公園（657m 徒歩 9分）

<上荻会館>  
上荻窪児童遊園（上荻会館に隣接）

<宮地楽器ホール> ※宮地楽器ホールの定める避難場所  
フェスティバルコート（宮地楽器ホール前の広場）

#### ①避難時の注意点

- ・団員を安全に誘導できるように、スタッフで日頃より経路を把握しておく
- ・移動の際は、列を持続しながら前後にできるだけ複数のスタッフを配置して移動する
- ・避難する際は、団員の安全確保を第一とするが、電話番号録や非常持ち出し備品など最低限の物を持ち出す努力をする
- ・レッスン場を離れる場合は、迎えに来た保護者に所在を明らかにするために、必ず行き先が分かるよう貼り紙などの掲示をする

### (4) 団員またはスタッフが負傷した場合

①応急処置は日頃よりレッスン場に携帯している救急用品で手当てを行う

②中程度以上の負傷者は、近隣の病院で手当てを受ける

③さらに救命・救急措置が必要な重症者・重篤者は、都の指定する東京都災害拠点病院（※）に搬送する

（※）東京都災害拠点病院…災害時において主に重症者の収容・治療を行う病院として都の指定する病院

施設名	所在地	電話番号
新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	03-3382-1231
東京警察病院	中野区中野 4-22-1	03-5343-5611
荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	03-3399-1101
立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1	03-3383-1281
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3525
東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	042-323-9209(多摩)
		042-312-8162(小児)

### 3. 外部侵入者への対策

子どもが事件・事故に巻き込まれるケースは増加傾向にあり、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為が予想される。そのため、杉見でもできる限りの防犯対策をすることが必要である。

#### 3-1. 事前の対応

##### (1) レッスン場の出入口の管理

- ①保護者の見学など出入りの多い低学年レッスン時間帯は、警備スタッフ（保護者）が必ず出入口を警備する
- ②高学年レッスン時間帯は、スタッフで施錠を行い、遅刻者や保護者の見学など出入りの時間に開錠するようにする。ただし、避難時にはすぐに対応できるよう工夫する
- ③低学年レッスン、高学年レッスンともに保護者の見学時には名札を着用することを徹底し、名札の無い見学者に対してはスタッフから声掛けをする

##### (2) スタッフ間での情報共有

指導者または代理は、スタッフ一人ひとりの危機管理意識を徹底させるための会議を行い、レッスン中に見知らぬ者が乱入した際の対応（以下 3-2 を参照）を各スタッフに周知徹底させる。

##### (3) 保護者との連携

日頃から、各自が所持している防犯ブザーを通団時にも携帯するよう促すなど、団員および保護者に対して防犯の意識を高める声掛けを行う

### 3-2. 緊急時の対応

#### (1) 団員の安全確保

①団員の安全を最優先に考え、スタッフが複数いる場合は、片方が手近な備品（机・椅子など）で対峙し、片方が団員の退避行動を指示して退避する。凶暴な場合、凶器を持っている場合は、速やかに退避する

※なお、緊急時の備え武器（鉄棒・刃物）などは、万一の事故を起こさないため携帯しない。侵入者と対峙する場合は、すべて手近な備品で対峙することとする。

②直ちに警察に通報する。万一、負傷者がいた場合は救急車の出動を要請する

③団員の安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡をする

### 4. 保護者への緊急連絡

杉見では、災害時や雨天などによる行事等の変更時には保護者に緊急一斉メールを配信する

#### 4-1. 平常時の使用方法

##### (1) 一斉メール連絡 NEO への登録

不測の事態が起こった場合に早急に対応できるよう、新入団者には入団時に一斉メール連絡 NEO への登録をお願いする。また、保護者のメールアドレスが変更になり配信不可となった場合は、速やかに変更手続きを行うよう保護者へ連絡する

##### (2) レッスン終了連絡メールの配信

保護者の送迎を必須としない高学年レッスンの参加団員の保護者には、毎回のレッスン後にレッスン終了の旨を連絡し、既読確認を要請する

#### 4-2. 緊急時の一斉メール配信

##### (1) 緊急一斉メールを送る事象について

①自然災害・人災・インフルエンザ等の流行による急なレッスンの中止や、開始時間・終了時間を変更する場合



②自然災害・人災・インフルエンザ等の流行により、行事などの開催を中止する場合

③その他の事由により、指導者または代理がレッスンや行事の開催中止の措置を取らなければならないと判断した場合

(2) 緊急一斉メール配信の流れ

①指導者または代理と相談の上、緊急一斉メール配信の判断

②指導者または代理からスタッフに緊急連絡

③指導者または代理が保護者宛に緊急一斉メールを配信。メール配信の際は、緊急を要する連絡が分かるよう、メールのタイトル冒頭に【緊急】を付ける

④メールの未読者にはスタッフから緊急電話連絡を行い、すべての保護者に連絡がつくまで確認する

⑤すべての保護者・スタッフに連絡がついたことを指導者または代理に報告

以上